気軽にゼミナール

vol.73

終活のすすめ(2) 「任意後見制度」

袋井公証役場 公証人 名取 治二 住所:袋井市新屋1-2-1 袋井商工会議所2階 電話番号:0538-42-8412



1 はじめに

前回、本ゼミナールにおいて、判断能力が不十分になった高齢者などを保護し、支援するための成年後見制度をご紹介しました。また、同制度は「法定後見」と「任意後見」に分けられるとして「法定後見」についてご説明しましたので、今回は「任意後見」の説明をします。

2 任意後見制度とは、また任意後見人は誰がなるのか

任意後見制度は、高齢者などの本人が十分な判断能力があるうちに、将来、認知症になって財産管理能力がなくなったときに備えて、財産管理などを誰に任せるかを、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人が作成する公正証書で結んでおくというものです。

では、任意後見人は、どのような人がなるのでしょうか。

日本の成年後見制度は、2000年の改正前は、認知症など障害を持った人のケアは家族の中で行うという仕組みでした。しかし、今は誰を選任してもいいのです。任意後見人として選任される人は、子供などの親族でも、近所の人でも、弁護士、司法書士、行政書士あるいは福祉関係の公益法人でも、誰でもいいのです。

3 任意後見人選任のポイントと契約書の締結

任意後見人は、誰を選んでもいいのですが、ポイントは自分の財産を任せるのですから信頼できる人を選ぶことです。 信頼できる人あるいは団体(法人)と契約を交わしますが、それにはこの契約が重要な事柄であるため、法律で「公正証書」で作らなければならないことになっています。委任者(本人)と受任者(任意後見人になる人)が公証役場で任意後見契約を結ぶことになります。

書式は特にありませんが、本人の意向に沿って、公証人が契約書を作成します。契約書には、本人と任意後見人に

なる人が、どこまでを「後見事務」にするのか、例えば、金融機関でお金を払い戻したり、振り込んだり、施設への入所に関する契約を結んだりということを決めます。公正証書に具体的に一つ一つ記載します。

4 重要な任意後見監督人の役割

契約を結んだ何年か後、いよいよ本人に財産管理能力がなくなったら、任意後見人になる人や家族は家庭裁判所に対し、「任意後見監督人選任の申し立て」をすることになります。その時点では、本人は認知症により任意後見人の行動を管理できなくなるため、本人に代わって任意後見監督人(弁護士や司法書士などの専門家がなる場合が多いようです。)が任意後見人を監督します。任意後見人が契約どおりにしているか、第三者としてチェックします。そのために任意後見人は、任意後見監督人に定期的に、財産管理の状況などについて報告書を提出します。

5 終わりに(スムーズに任意後見制度を利用するために)

任意後見人の仕事は、本人が認知症を発症し任意後見 監督人が選任されてから、その事務が始まりますが、契約を 結んでから事務が始まるまで何年も間が開くこともあります。 そうすると、特に任意後見人が第三者の場合など、契約を結 んでから本人・任意後見人双方が何の行き来もなく、信頼関 係もない状態で、いきなり任意後見人が「あなたの財産管理 をします」となっても、本人は自分のお金を自分で自由に使え なくなりますので、相当抵抗を感じることになりかねません。

ですので、「任意後見契約」と同時に、ふだんから本人の 様子を見守るために訪問したり電話をしたりする「見守り契 約」や金融機関のお金の出し入れを任せる「財産管理委任 契約」を結ぶことが多いです。そのようにすれば、任意後見 契約への移行もスムーズに行われることでしょう。

健康なうちに自ら信頼できる後見人を決めておき、認知症 が発症しても困らないようにしておきたいものです。